

対象を拡大! 「住宅リフォーム補助金」

平成30年4月から始まった「住宅リフォーム補助金」の対象者が拡大されました。

- ▶ **対象工事** 神崎町に所在する一戸建ての住宅のリフォーム工事を行う者であって、次のいずれにも該当するものとする。
- (1) 町内業者が行なう工事
 - (2) その請負の対価の額が20万円以上の工事
 - (3) 他の制度による補助の対象とならない工事
 - (4) その完了予定時期が当該年度の3月20日以前である工事
- ▶ **対象者** 次のいずれにも該当するもの。
- (1) 当該対象住宅に居住し、かつ、当該対象住宅の所在地を住所とする者
 - (2) 当該対象住宅を所有している者
 - (3) 自己及びその属する世帯の世帯員のいずれにも町税、介護保険料、水道料の滞納がない者
- ※既に補助金の交付を受けた者は対象者となりません。
- ▶ **補助金** リフォーム工事に要する費用の額の10分の1に相当する額 上限30万円
- ▶ **問合せ・申込み** まちづくり課 建設係 ☎2114



耐震診断費・耐震改修費の一部を補助します

地震に対する木造住宅の安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを促進するため、木造住宅の耐震診断・改修に要する費用について、予算の範囲内において補助します。

- ▶ **耐震診断補助制度** 【申請受付】4月1日～12月28日
町内に存する昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築、若しくは着工されており、2階以下の木造居住住宅の耐震診断に要する費用の一部を予算の範囲内において補助します。
- ▶ **耐震改修補助制度** 【申請受付】4月1日～12月28日
町内に存する昭和56年5月31日以前（旧耐震基準）に建築、若しくは着工されており、2階以下の木造居住住宅で、耐震診断の結果、耐震性が低いと判断された場合に、耐震改修工事費に要する費用の一部を補助します。
- ▶ **共通事項**
- ① 神崎町内に木造住宅を所有し、補助対象住宅に住所を有していること。
 - ② 神崎町の町税に未納がないこと。
- ※補助金交付決定前に工事を行った場合は、補助を受けることができません。
※予算額に達した場合、その時点で受付を終了します。

補助事業	補助率	補助上限額
木造住宅耐震診断補助	診断費用の2分の1	4万円
木造住宅耐震改修補助	改修費用の3分の1	50万円

- ▶ **問合せ・申込み** まちづくり課 建設係 ☎2114

どこに頼んでもいいかわからない工事…お電話下さい!

リフォーム・増改築

 ヤマケン

香取市佐原 (株) 山本住建
TEL.0478-52-4545

人も建物もメンテナンスが必要です。

木製建具

家具製作

ガラス工事



増築・建て替え
フェンス・ブロック
外構工事全般
カギ取り替えなど